

「大分県国民健康保険運営協議会」の概要

資料1

1 設置の目的

県が処理することとされている国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、「大分県国民健康保険運営協議会」を設置する。

【根拠】 国民健康保険法第11条第1項（平成30年4月1日施行）

※ 平成28年～30年3月までは条例により設置

2 所掌事務

(県が処理する国民健康保険事業の運営に関する事項の審議)

- 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること
- その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項
- 国民健康保険運営方針に掲げる取組の進捗状況の点検
- 国民健康保険運営方針の作成に関すること
 - ・国保の医療に要する費用及び財政の見通し
 - ・市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - ・市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 他

3 組織等

○定数（国保法施行令及び国保条例で規定）

- ①被保険者代表 3人
- ②保険医又は保険薬剤師代表 3人
- ③公益代表 3人
- ④被用者保険等保険者代表 2人以上3人以内

※①②③は同数で、④は当該数の半数以上当該数以内

○任期（国保法施行令で規定） 3年

○会長（国保法施行令及び国保条例で規定）

公益代表から選出

○会議（国保法施行令及び国保条例で規定）

- ①会長が招集し、会長が議長を務める
- ②各区分1人以上、かつ、過半数の委員の出席がなければ議決できない
- ③議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する